

二千二十三年の国際労働機関第百十一回総会において採択された条約に関する報告書

二千二十三年六月五日から同年六月十六日までジュネーブにおいて我が国の代表の参加の下に開催された国際労働機関第百十一回総会は、「安全かつ健康的な作業環境を基本的な原則として承認することに伴う補充的な基準の改正に関する条約（第百九十一号）」（別冊仮訳文添付）を採択した。よって、国際労働機関憲章第十九条5の規定に基づき、この報告書を提出する。

この条約は、二千二十二年の国際労働機関第百十回総会において、労働における基本的な原則及び権利に「安全かつ健康的な作業環境」が加えられたことに伴い、補充的な改正が必要になる条約を改正するために採択されたものであって、改正の対象となる条約の規定のうち「千九百九十八年の労働における基本的な原則及び権利に関する国際労働機関の宣言」を「二千二十二年に修正された千九百九十八年の労働における基本的な原則及び権利に関する国際労働機関の宣言」に改めること等について規定したものである。

この条約の趣旨とするところはおおむね妥当であり、引き続き、労働安全衛生施策の着実な実施に取り組んでいくが、この条約の内容については、我が国の実情に照らして更なる検討を加えることとしたい。



令和六年五月

二千二十三年の国際労働機関第百十一回総会において  
採択された条約（仮訳文）



安全かつ健康的な作業環境を基本的な原則として承認することに伴う補充的な基準の改正に関する条約（第百九十一号）

国際労働機関の総会は、

理事会によりジュネーブに招集されて、二千二十三年六月五日にその第百十一回会期として会合し、

第百十回会期（二千二十二年六月）において採択した安全かつ健康的な作業環境を労働における基本的な原則及び権利に関する国際労働機関の枠組みに含める決議を想起し、

安全かつ健康的な作業環境を労働における基本的な原則及び権利に関する国際労働機関の枠組みに含める決議の採択に伴って必要とされる補充的改正を、千九百九十九年の最悪の形態の児童労働条約（第百八十二号）、二千年の母性保護条約（第百八十三号）、二千六年の海上の労働に関する条約（改正）、二千六年の職業上の安全及び健康促進枠組条約（第百八十七号）、二千七年の漁業労働条約（第百八十八号）、二千一年の家事労働者条約（第百八十九号）、二千十九年の暴力及びハラスメント条約（第百九十号）及び千九百三十年の強制労働条約の二千十四年の議定書に加えることを目的とする改正に関する提案の採択を決定

し、

その提案が国際条約の形式をとるべきであると考えて、

次の条約（引用に際しては、二千二十三年の安全かつ健康的な作業環境（補充的改正）条約と称することが出来る。）を二千二十三年六月十二日に採択する。

## 第一条

1 千九百九十九年の最悪の形態の児童労働条約（第八十二号）前文中「千九百九十八年のその第八十六回会期において採択した労働における基本的な原則及び権利に関する国際労働機関の宣言並びにその実施についての措置」、二千年の母性保護条約（第八十三号）前文及び二千六年の職業上の安全及び健康促進枠組条約（第八十七号）前文中「千九百九十八年の労働における基本的な原則及び権利に関する国際労働機関の宣言並びにその実施についての措置」、二千六年の海上の労働に関する条約（改正）前文及び二千七年の漁業労働条約（第八十八号）前文中「千九百九十八年の労働における基本的な原則及び権利に関する国際労働機関の宣言」、二十一年の家事労働者条約（第八十九号）前文中「労働における基本的な原則及び権利に関する国際労働機関の宣言」並びに千九百三十年の強制労働条約の二千十四年の議

定書前文中「労働における基本的な原則及び権利に関する国際労働機関の宣言（千九百九十八年）」を「二千二十二年に修正された千九百九十八年の労働における基本的な原則及び権利に関する国際労働機関の宣言」に改める。

2 二千七年の漁業労働条約（第八十八号）前文中「及び千九百九十九年の最悪の形態の児童労働条約（第八十二号）」を「千九百八十一年の職業上の安全及び健康に関する条約（第五十五号）」、千九百九十九年の最悪の形態の児童労働条約（第八十二号）及び二千六年の職業上の安全及び健康促進枠組条約（第八十七号）」に改め、千九百三十年の強制労働条約の二十四年の議定書前文中「千九百九十九年の最悪の形態の児童労働条約（第八十二号）」を「千九百八十一年の職業上の安全及び健康に関する条約（第五十五号）」、千九百九十九年の最悪の形態の児童労働条約（第八十七号）」に改め、二千六年の海上の労働に関する条約（改正）

「千九百八十一年の職業上の安全及び健康促進枠組条約（第八十七号）」に改め、千九百九十九年の最悪の形態の児童労働（第八十二号）」を「千九百九十九年の最悪の形態の児童労働（第八十二号）」を

二千六年の職業上の安

上の安全及び健康に関する条約（第百五十五号）

の形態の児童労働条約（第百八十二号）に改める。

全及び健康促進枠組条約（第百八十七号）

3 二千十九年の暴力及びハラスメント条約（第百九十号）第五条中「並びに雇用及び職業に関する差別の

撤廃」を「雇用及び職業に関する差別の撤廃並びに安全かつ健康的な作業環境」に改め、二千六年の海上の労働に関する条約（改正）第三条及び二千十一年の家事労働者条約（第百八十九号）第三条2に次のように加える。

(e) 安全かつ健康的な作業環境

4 二千十一年の家事労働者条約（第百八十九号）前文中「公正な地球規模化のための社会正義に関する国際労働機関の宣言」及び千九百三十年の強制労働条約の二千十四年の議定書前文中「公正な地球規模化のための社会正義に関する国際労働機関の宣言（二千八年）」を「二千二十二年に修正された二千八年の公正な国際化のための社会正義に関する国際労働機関の宣言」に改める。

## 第二条



- 1 第一条に掲げる条約又は議定書の正式の批准をこの条約の効力発生の日の後国際労働事務局長に通知する国際労働機関の加盟国は、この条約によって改正された条約又は議定書を批准したものとみなされる。
- 2 加盟国は、この条約を批准する際にこの条約によって改正された第一条に掲げる条約又は議定書のうち既に批准したものについて、引き続き拘束されることを認める。

### 第三条

この条約の正式な批准は、登録のため国際労働事務局長に通知される。

### 第四条

- 1 この条約は、3の規定に基づき、二の加盟国による批准が国際労働事務局長に登録された日に効力を生ずる。
- 2 この条約は、その効力が生じた後は、いずれの加盟国についても、自国による批准が登録された日に効力を生ずる。
- 3 この条約は、二千六年の海上の労働に関する条約（改正）については、同条約第十四条の規定に従い、効力を生ずる。

## 第五条

この条約の効力の発生により、第一条に掲げる全ての条約及び議定書について改正前の文書の批准のための開放を終了する。

## 第六条

1 国際労働事務局長は、加盟国から通知を受けた全ての批准及び宣言の登録について全ての加盟国に通報する。

2 国際労働事務局長は、国際連合憲章第二百二条の規定による登録のため、前諸条の規定に従って登録された全ての批准及び宣言の完全な明細を国際連合事務総長に通知する。

## 第七条

1 総会がこの条約を改正する条約を新たに採択する場合には、その改正条約に別段の規定がない限り、

(a) 加盟国によるその改正条約の批准は、その改正条約が自国について効力を生じたときは、当然にこの条約の即時の廃棄を伴う。

(b) この条約は、その改正条約が効力を生ずる日に加盟国による批准のための開放を終了する。

2 この条約は、これを批准した加盟国であつて1の改正条約を批准していないものについては、いかなる場合にも、その現在の形式及び内容で引き続き効力を有する。

#### 第八条

この条約の英文、フランス文及びスペイン文は、ひとしく正文とする。

以上は、国際労働機関の総会が、ジュネーブで開催されて二千二十三年六月十六日に閉会を宣言されたその第百十一回会期において、正当に採択した条約の真正な本文である。

以上の証拠として、我々は、二千二十三年六月十六日に署名した。

総会議長

アリ・ビン・サミー・アール・マリー

国際労働事務局長

ジルベール・F・ウングボ